

火薬庫定期自主検査実施結果報告の届出

(法第 35 条の 2 第 1 項)

火薬類の製造事業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、法第 35 条の 2 第 1 項の自主検査が終了したときは、遅滞なく報告しなければなりません。

○提出書類

- 1 火薬庫定期自主検査報告書
- 2 検査内容を記した書類
- 3 手数料 不要

○提出部数 電子申請の場合は 1 部

窓口申請の場合は 1 部 (受付印が必要な場合は届出書を 2 部)